

社会福祉法人 燈心会 一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年6月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う

<対策>

- 令和3年6月～ 管理者の会議にて方針を説明。
- 令和3年7月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布。
- ※ 実際に現在産前休暇を予定している職員が2名いるため、事務職員から制度等の情報提供、直属上司より働き方の要望聴取等を行っている。

目標2：男性社員の子供の出生時における育児休業の取得の促進を行う

<対策>

- 令和3年7月～ 管理者の会議にて勉強会
- 令和4年4月～ 施行される法令等の調査を行う
- 令和5年春(?) 育児休業等の改正を理事会に上程し議決する。
- 令和5年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布